

処分の内容

被処分者の職位:係長級

処分の内容:停職 1箇月

処分年月日:令和8年1月29日

事案の概要:当該職員は、令和 7 年 2 月、土地所有者から法面崩落等の相談を受けていたにもかかわらず、約 9 カ月間にわたり必要な事務処理を放置し、町への信用を著しく失墜させた。

また、令和 7 年 8 月、業者から委託業務に係る完了報告書等を受理していたにもかかわらず、完了検査等の必要な事務処理を一切行わなかった。このため、約定の期日に委託料が支払われず、支払遅延を生じさせるとともに、業者との信頼関係を損ない町への信用を著しく失墜させた。